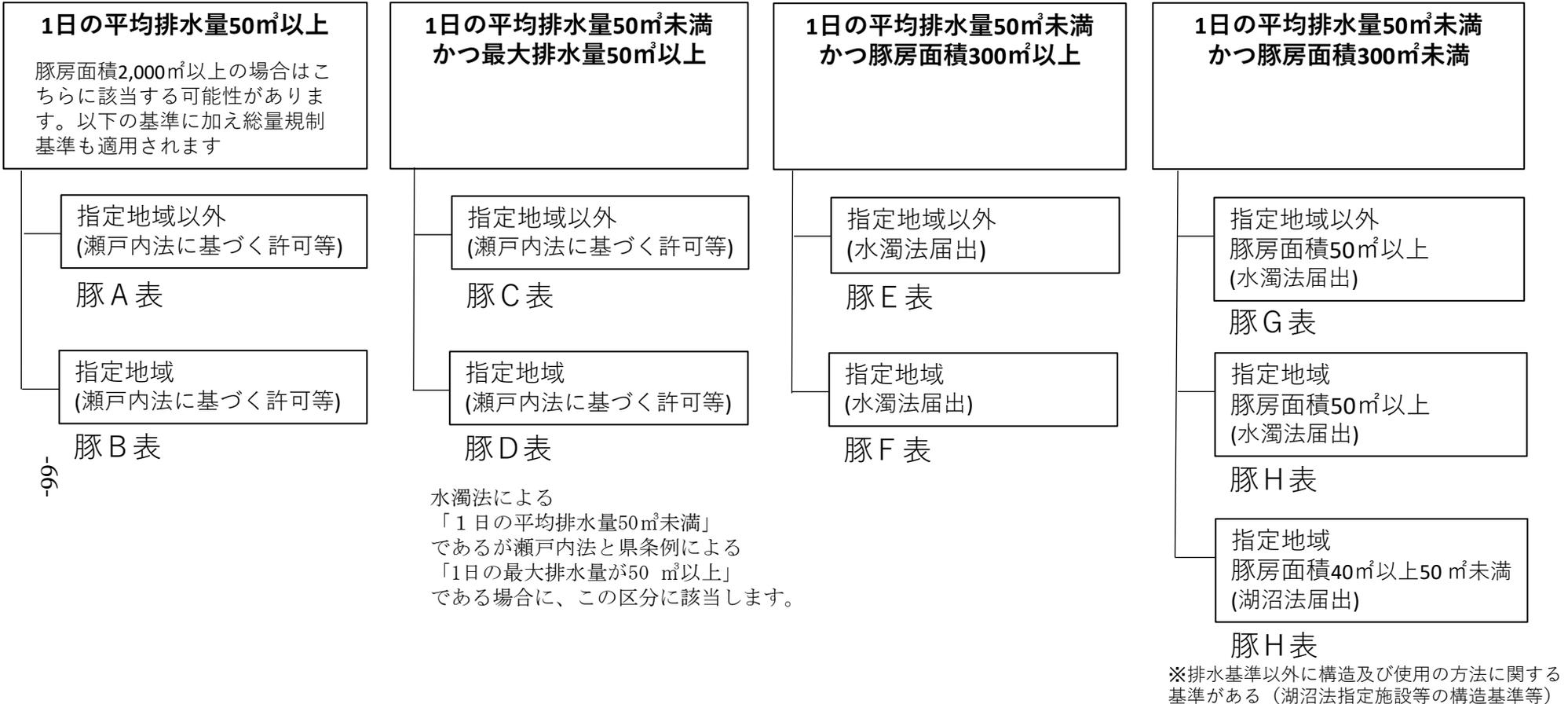


第 8 排水基準等

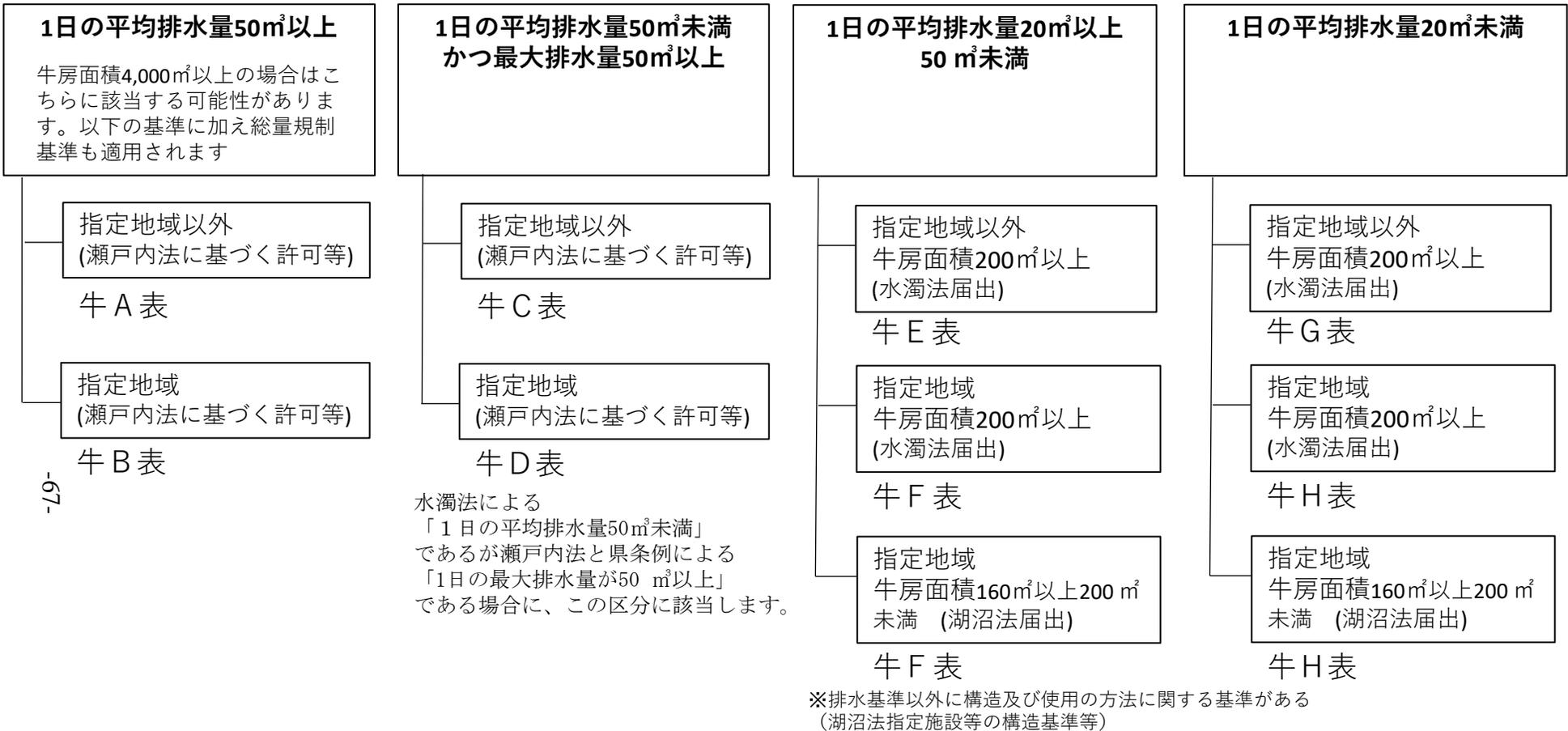
豚房施設（政令別表第1, 1の2のイ）に係る届出等と排水基準



指定地域・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：p 89参照）
 全国一律基準・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
 ※1日の平均排水量50m³以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。

県条例の基準・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
 暫定基準・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
 硝酸性窒素等・・・アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物 排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
 水島海域・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
 当該海域へ、1日の最大排水量50m³以上の排水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

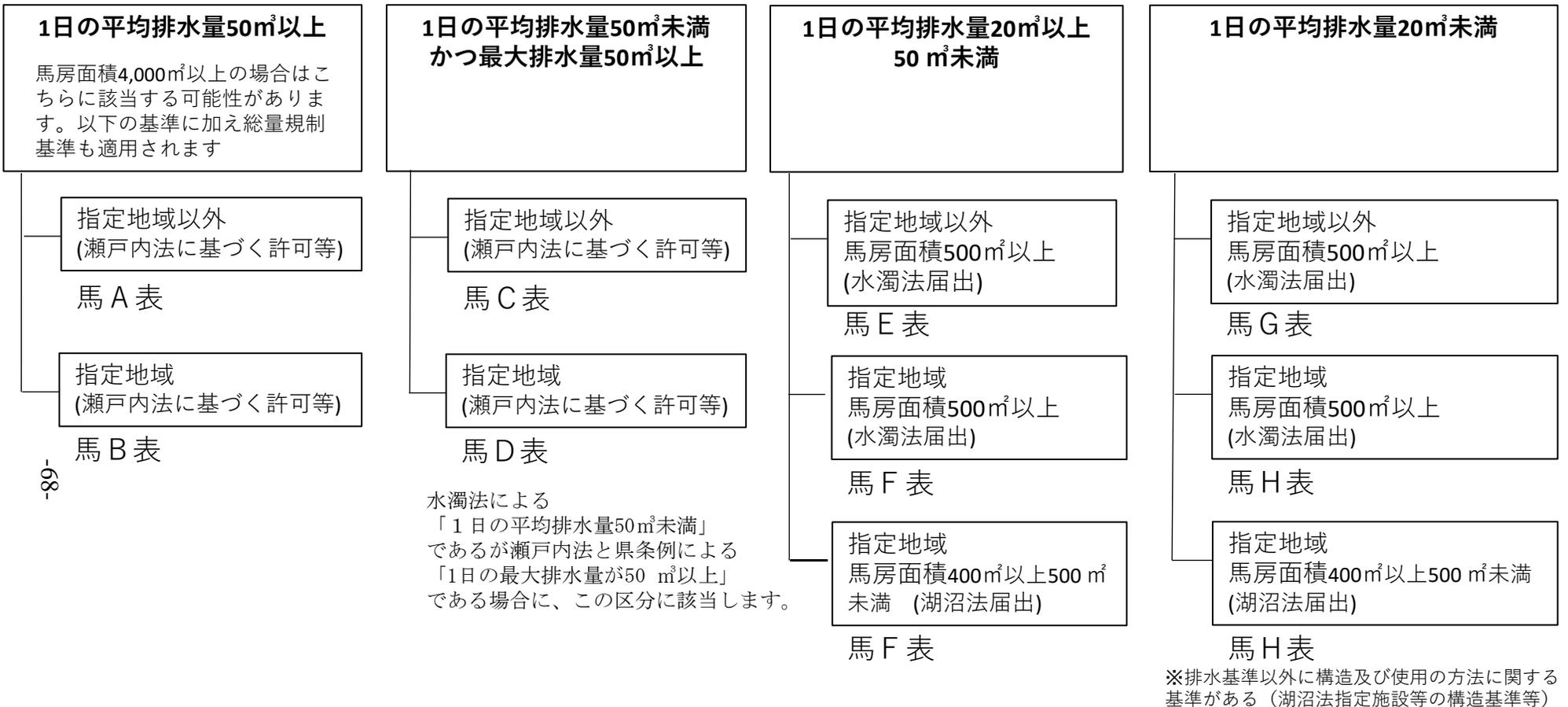
牛房施設（政令別表第1, 1の2のイ）に係る届出等と排水基準



-67-

指定地域・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：p 89参照）
 全国一律基準・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
 ※1日の平均排水量50m³以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
 県条例の基準・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
 暫定基準・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
 硝酸性窒素等・・・アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物 排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
 水島海域・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
 当該海域へ、1日の最大排水量50m³以上の排水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

馬房施設（政令別表第1, 1の2のイ）に係る届出等と排水基準



80

指定地域・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：p 89参照）
 全国一律基準・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
 ※1日の平均排水量50m³以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
 県条例の基準・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
 暫定基準・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
 硝酸性窒素等・・・アンモニア、アンモニウム化合物及び亜硝酸・硝酸化合物 排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
 水島海域・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
 当該海域へ、1日の最大排水量50m³以上の排水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

1日の平均排水量50m³以上の場合

豚房面積2,000m²以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域(児島湖流域)以外(瀬戸内法に基づく許可等)

豚A表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
T-N(mg/L)	110	130	110	130	110	130	暫定基準
T-P(mg/L)	18	22	18	22	18	22	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

指定地域(児島湖流域)(瀬戸内法に基づく許可等)

豚B表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	暫定基準
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						暫定基準

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

1日の平均排水量50m³未満かつ最大排水量50m³以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外(瀬戸内法に基づく許可等)

豚C表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						暫定基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域)(瀬戸内法に基づく許可等)

豚D表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						

1日の平均排水量50m³未満かつ豚房面積300m²以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外(水濁法の届出)

豚E表	日間平均	最大	基準区分
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	県条例 の基準
BOD(mg/L)	90以下	120	
COD(mg/L)	120以下	160	
SS(mg/L)	120以下	150	暫定 基準
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)		

指定地域(児島湖流域)(水濁法の届出)

豚F表	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満				排水量20m ³ 未満				基準区分	
	H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置			
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
pH	5.8~8.6		5.8~8.6		5.8~8.6		5.8~8.6		県条例の 基準	
BOD(mg/L)	120	160	90	120	120	160	120	160		
COD(mg/L)	120	160	120	160	150	200	150	200		
SS(mg/L)	150	200	150	200	150	200	150	200		
ノルマルヘキサン鈹油類(mg/L)	—	5	—	5	—	5	—	5		
〃 動物油脂類(mg/L)	—	30	—	30	—	30	—	30		
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	20以下	40	20以下		40
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下		7
H5.4.1以後に設置	T-N	—	—	15以下	30	—	—	15以下		30
	T-P	—	—	2以下	4	—	—	2以下		4
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)								暫定 基準	

1日の平均排水量50m³未満かつ豚房面積300m²未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 豚房面積50m²以上の場合 (水濁法の届出)

豚G表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある(湖沼法指定施設等の構造基準等)

指定地域(児島湖流域) → 豚房面積40m²以上50m²未満の場合(湖沼法の届出)
豚房面積50m²以上の場合 (水濁法の届出)

豚H表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

1日の平均排水量50m³以上の場合

牛房面積4,000m²以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域(児島湖流域)以外(瀬戸内法に基づく許可等)

牛A表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
	日間平均	最大	平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
T-N(mg/L)	60	120	60	120	60	120	
T-P(mg/L)	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	300mg/L(許容限度)						暫定基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

指定地域(児島湖流域)(瀬戸内法に基づく許可等)

牛B表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
	日間平均	最大	平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	県条例の基準
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
硝酸性窒素等	300mg/L(許容限度)						暫定基準

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

1日の平均排水量50m³未満かつ最大排水量50m³以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外(瀬戸内法に基づく許可等)

牛C表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
硝酸性窒素等	300mg/L(許容限度)						暫定基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域)(瀬戸内法に基づく許可等)

牛D表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	300mg/L(許容限度)						

1日の平均排水量20m³以上、最大排水量50m³未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 牛房面積200m²以上の場合、水濁法の届出

牛E表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	300mg/L	暫定基準

排水基準は牛房面積200m²以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 牛房面積160m²以上200m²未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200m²以上の場合、水濁法の届出が必要

牛F表	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満				基準区分	
	H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置			
	日間平均	最大	日間平均	最大		
pH	5.8~8.6		5.8~8.6		県条例の基準	
BOD(mg/L)	120	160	90	120		
COD(mg/L)	120	160	120	160		
SS(mg/L)	150	200	150	200		
ノルマルヘキサン鈷油類(mg/L)	—	5	—	5		
〃 動物油脂類(mg/L)	—	30	—	30		
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下		40
	T-P	3.5以下	7	3.5以下		7
H5.4.1以後に設置	T-N	—	—	15以下		30
	T-P	—	—	2以下		4
硝酸性窒素等	300mg/L(許容限度)				暫定基準	

1日の平均排水量20m³未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 牛房面積200m²以上の場合、水濁法の届出

牛G表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	300mg/L	暫定基準

排水基準は牛房面積200m²以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 牛房面積160m²以上200m²未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200m²以上の場合、水濁法の届出が必要

牛H表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	300mg/L	暫定基準

1日の平均排水量50m³以上の場合

馬房面積4,000m²以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域(児島湖流域)以外(瀬戸内法に基づく許可等)

馬A表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
	日間平均	最大	平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
T-N(mg/L)	60	120	60	120	60	120	
T-P(mg/L)	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

指定地域(児島湖流域)(瀬戸内法に基づく許可等)

馬B表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
	日間平均	最大	平均排水量500m ³ 以上		平均排水量500m ³ 未満		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—	—	5	—	5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	全国一律基準
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
BOD(mg/L)	—	—	120	160	120	160	
pH	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	河川湖沼 5.8~8.6	海域 5.0~9.0	
大腸菌数(CFU/ml)※	800	—	800	—	800	—	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						

※令和7年3月31日までは、大腸菌群数(個/cm³)の基準値(3,000)が適用される。

1日の平均排水量50m³未満かつ最大排水量50m³以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外 (瀬戸内法に基づく許可等)

馬C表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						全国一律基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域) (瀬戸内法に基づく許可等)

馬D表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500m ³ 以上		500m ³ 未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	—	—	—	—	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	—	—	1以下	2	2以下	3	
// 動物油脂類(mg/L)	—	—		5		5	
T-N(mg/L)	H5.4.1前に設置		10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L)	H5.4.1前に設置		1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L)	H5.4.1以後に設置		5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L)	H5.4.1以後に設置		0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						

1日の平均排水量20m³以上、最大排水量50m³未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 馬房面積500m²以上の場合、水濁法の届出

馬E表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500m²以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 馬房面積400m²以上500m²未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500m²以上の場合、水濁法の届出が必要

馬F表	排水量20m ³ 以上50m ³ 未満				基準区分	
	H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置			
	日間平均	最大	日間平均	最大		
pH	5.8~8.6		5.8~8.6		県条例の基準	
BOD(mg/L)	120	160	90	120		
COD(mg/L)	120	160	120	160		
SS(mg/L)	150	200	150	200		
ノルマルヘキサン鈷油類(mg/L)	—	5	—	5		
〃 動物油脂類(mg/L)	—	30	—	30		
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下		40
	T-P	3.5以下	7	3.5以下		7
H5.4.1以後に設置	T-N	—	—	15以下		30
	T-P	—	—	2以下		4
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)				全国一律基準	

1日の平均排水量20m³未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 馬房面積500m²以上の場合、水濁法の届出

馬G表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500m²以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 馬房面積400m²以上500m²未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500m²以上の場合、水濁法の届出が必要

馬H表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準